

# 産業廃棄物の処理施設の構造に関する基準

## 第1 趣 旨

この基準は、栃木県廃棄物処理に関する指導要綱（以下「要綱」という。）第31条に規定により、廃棄物の処理施設の構造に関し必要な事項を定めるものとする。

事業者、再生利用業者及び処理業者は、廃棄物の処理を行う施設の構造については、法及び共同命令に規定する構造基準に従う（法第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設及び法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設に限る。）ほか、本基準を遵守するものとする。

なお、本基準は産業廃棄物処理の用に供する施設に合わせて定めたものであるが、一般廃棄物の用に供する施設についての構造上の基準についても、本基準に準拠するものとする。

また、施設内容や、施設が立地される地域の周辺状況などにより、知事が必要と認めた場合には、本基準に定めていない事項についても構造上の措置を求める場合がある。

## 第2 定 義

この基準における用語の定義は、要綱第2条に定める他、次の各号によるものとする。

- (1) 法 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）をいう。
- (2) 政令 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）をいう。
- (3) 省令 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）をいう。
- (4) 共同命令 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和52年総理府・厚生省令第1号）をいう。

## 第3 施設設計等

廃棄物処理施設の計画・設計にあたっては、本基準に定めるもののほか、次の基準等を参考とするものとする。

- (1) ごみ処理施設整備の計画・設計要領（（財）全国都市清掃会議・（財）廃棄物研究財団編集）
- (2) 廃棄物最終処分場整備の計画・設計要領（（財）全国都市清掃会議）

## 第4 積替保管施設の構造基準

### 1 囲い等

- (1) 積替保管施設に係る土地（以下「積替保管場」という。）の周囲には、みだりに人が積替保管場内に立ち入るのを防止することが出来る囲いを設けること。

なお、囲いの形状は周辺環境に配慮されたものであること。

- (2) 囲いは積替保管場の全周囲に設けること。ただし、みだりに人が立ち入ることができないようになっている事業場内に積替保管施設を設置する場合等は、この限りでない。

(3) 囲いの構造は、地盤面より 1.8m以上の高さとし、風雨に容易に破損せず、かつ通行者等に危険のない構造とすること。なお、外周から容易に場内が見えるネットフェンス等の構造とするか、幅 4.0m以上、高さ 1.8m以上の容易に場内が見える部分を 4 方向に設けること。

(4) 積替保管場の出入口には、施錠ができる、高さ 1.8m以上の門扉を設けること。

## 2 表示

省令第 7 条の 3 に規定する廃棄物保管場所の掲示板のほか、入口の見やすい箇所に、別記様式第 1 により、積替保管場である表示板を設けること。

## 3 積替保管施設

(1) 次に掲げる廃棄物の積替保管施設以外は、床をコンクリート構造等の不透水性材料で築造又は被覆すること。

- ・ コンクリートの破片、アスファルトコンクリートの破片

(2) 次に掲げる廃棄物の積替保管施設以外は、積替保管後の廃棄物の排出事業所、種類及び量が管理できる施設とすること。

- ・ コンクリートの破片、アスファルトコンクリートの破片

(3) 次に掲げる以外の廃棄物の積替保管施設は、建屋内とすること。

- ・ 安定型産業廃棄物をその種類ごとに搬入し積替保管する場合

(4) 建屋の構造は、雨水の浸入しない構造とし、悪臭の発生するおそれのある廃棄物を保管する場合は、密閉構造とするか脱臭装置を設けること。

(5) 廃棄物の種類又は処理の実態に応じた品目ごとに、保管出来るような仕切り壁等を 3 方向以上に設けること。

(6) 仕切り壁等は、コンクリート構造等とし、構造上安全であること。

(7) 保管する廃棄物からの浸出液等の汚水がある場合は、当該汚水が積替保管施設の外部に漏れない構造とし、必要に応じて集水溝その他の設備を設けること。

(8) 積替保管施設の規模

ア 適切な作業を行うに足りる十分な規模を有すること。

イ 保管施設の規模は、保管の場所における一日当たりの平均的な搬出量に 7 を乗じて得られる数量未満とすること。

ウ 廃棄物を容器を用いずに保管する場合には、積み上げられた廃棄物の高さが、保管の場所の各部分について、施設の仕切り壁の高さを超えないものとする。

エ 仕切り壁等に保管の高さの上限を明示すること。

(9) 選別場所

選別場所は区画を特定し、場所を明示すること。

## 4 雨水対策

積替保管場内へ外部からの雨水等が流入するのを防止するため、必要な措置を講じること。

## 5 騒音、振動、粉じん防止設備

運搬車両又は積替保管作業に用いる重機等により周辺の生活環境に支障を及ぼすおそれのある

場合には、防音壁、散水設備の設置等の必要な措置を講じること。

## 6 管理施設等

### (1) 洗車設備

ア 場内には、運搬車両のタイヤ等に付着した廃棄物、泥等を落とすことができる設備を設け、その床はコンクリート構造とすること。

イ 洗車設備からの排水がある場合は、流下に油水分離槽を設けること。

### (2) 駐車場

周辺交通に支障をきたさないよう、積替保管場内には、運搬車両等の駐車場を設けること。

### (3) 消防設備

保管場内には、保管する廃棄物の種類に応じ、消火器、消火用ポンプ及び貯水槽、その他の適切な消防設備を設けること。

### (4) 管理事務所

積替保管場内には、管理事務所を設け、電話を備えること。

## 7 搬入道路

公道から、施設までの搬入道路（以下「搬入道路」と言う。）を設ける場合は、運搬車両の通行に支障がないよう次のとおりとすること。

(1) 十分な幅員を確保するか待避場所を設けること。

(2) 安全に通行できる縦断勾配とすること。

## 8 個別基準

1 から 7 までに定めるほか、積替保管施設の構造に係る個別基準は、次のとおりとする。

### (1) 液状の廃棄物

ア 搬入された容器のまま保管できる構造であること。

イ 流出漏れが点検できる構造とし、液の流出を防止するための防液堤を設けること。

ウ 床及び防液堤の内面は、保管する廃棄物に侵されず、かつ浸透しない材料で築造又は被覆すること。

エ 廃棄物の場外への流出を防止するための流出防止装置（廃油にあつては油水分離装置。）を設けること。

### (2) 感染性廃棄物

平成16年3月16日付け環廃産発第040316001号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長名通知「感染性廃棄物の適正処理について」及び当該通知に添付された感染性廃棄物処理対策検討会作成の「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」（以下「感染性廃棄物処理マニュアル等」という。）に従うほか、次によること。

ア 保管に適した保冷、冷蔵施設を設け、温度管理ができる設備を設けること。

イ 消毒設備を設けること。

ウ 他の廃棄物と区画された構造とすること。

## 第5 中間処理施設及び再生利用施設の構造基準

### 1 囲い等

- (1) 中間処理施設及び再生利用施設に係る土地（以下「中間処理場」という。）の周囲には、みだりに人が中間処理場内に立ち入るの防止することができる囲いを設けること。  
なお、囲いの形状は周辺環境に配慮されたものであること。
- (2) 囲いは、中間処理場の全周囲に設けること。ただし、みだりに人が立ち入ることができないようになっている事業場内に中間処理施設及び再生利用施設（以下「中間処理施設等」という。）を設置する場合は、この限りでない。
- (3) 囲いの構造は、地盤面より1.8m以上の高さとし、風雨に容易に破損せず、かつ、通行者等に危険のない構造とすること。なお、外周から容易に場内が見えるネットフェンス等の構造とするか、幅4.0m以上、高さ1.8m以上の容易に場内が見える部分を4方向に設けること。
- (4) 中間処理場の出入口には、施錠ができる、高さ1.8m以上の門扉を設けること。

### 2 表示

省令第7条の5に規定する廃棄物保管場所の掲示板のほか、入口の見やすい箇所に、別記様式第2又は第3により、中間処理場あるいは再生利用場である表示板を設けること。

### 3 排水処理設備

中間処理施設等に係る排水を公共用水域等に放流する場合は、その水質を別表1に定める排水基準に適合させることができる設備を設けること。

なお、当該排水量が30 m<sup>3</sup>/日未満の中間処理施設等にあつては、別表1に定める排水基準のうち有害物質関係項目及び生活環境項目（水質イオン濃度指数に限る。）について適合させることができる設備を設けること。

### 4 排出ガス処理設備

中間処理施設等からの排出ガスについては、能力にかかわらず施設の種類に対応する大気汚染防止法の規定に基づく排出基準に適合させることができる設備を設けること。

なお、大気汚染防止法又は栃木県生活環境の保全等に関する条例に規定する施設にあつては、当該排出基準に適合させるものとする。

### 5 廃棄物保管施設

- (1) 床はコンクリート構造等の不透水性材料で築造又は被覆すること。ただし、全部を建設資材にするために再生の処理を行う施設において、当該再生のために保管されるコンクリートの破片又はアスファルトコンクリートの破片等を除く。
- (2) 安定型産業廃棄物以外の廃棄物の保管施設は建屋とすること。
- (3) 建家の構造は、雨水の浸入しない構造とし、悪臭の発生するおそれのある廃棄物及び揮発性のある廃棄物を保管する場合は、密閉構造とするか脱臭装置を設けること。
- (4) 処理する廃棄物の保管施設と処理後の廃棄物の保管施設は明確に区画し、それぞれ処理の実態に応じた容量の区画数を設け、仕切り壁等を3方向以上に設けること。

- (5) 仕切り壁等は、コンクリート構造等とし、構造上安全であること。
- (6) 液状の廃棄物の施設は、次によること。
  - ア 流出漏れが点検できる構造とし、液の流出を防止するための防液堤を設けること。
  - イ 床及び防液堤の内面は、保管する廃棄物に侵されず、かつ浸透しない材料で築造又は被覆すること。
  - ウ 保管容器は、飛散・流出しない構造を有するものであること。
  - エ 廃棄物の場外への流出を防止するための装置(廃油にあっては油水分離槽)等を設けること。
- (7) 感染性廃棄物
  - 「感染性廃棄物処理マニュアル等」に従うほか、次によること。
    - ア 保管に適した保冷、冷蔵施設を設け、温度管理ができる設備を設けること。
    - イ 消毒設備を設けること。
    - ウ 他の廃棄物と区画できる構造とすること。
- (8) 保管施設の規模は次によること。
  - ア 保管施設の規模は、当該廃棄物に係る処理施設の一日当たりの処理能力に相当する数量に14を乗じて得られる数量未満とすること。ただし、廃プラスチック類の処理施設において、優良産業廃棄物処分業者(政令第6条の11第2号に掲げる者)が、廃プラスチック類を処分又は再生のために保管する場合は、28を乗じて得られる数量未満とすること。
  - イ 屋外において廃棄物を容器を用いずに保管する場合には、積み上げられた廃棄物の高さが、保管の場所の各部分について、施設の仕切壁の高さを超えないものとする。
  - ウ 仕切壁等に保管の高さの上限を明示すること。
  - エ 適正な処分又は再生を行うためにやむを得ないと認められる保管期間に応じた施設とすること。

## 6 処理後の保管施設

- (1) 中間処理後のものが廃棄物である場合には、上記5の規定によること。
- (2) 中間処理後のものが廃棄物でない場合にあつて、当該中間処理後のものを中間処理場内に保管する場合は、処理施設の処理能力に応じ十分な保管スペースを確保するとともに、その性状等により、必要により上記5の規定を準用するものとする。
- (3) 木くずの破砕物については、(1)(2)の規定に係わらず建家内で保管すること。

## 7 雨水対策

- (1) 中間処理場内へ外部からの雨水等が流入するのを防止するため、必要な措置を講じること。
- (2) 中間処理場内の雨水等が場内で滞留あるいは場外へ流出することのないよう、必要な措置を講ずること。

## 8 粉じん防止

粉じんの発生を防止するために必要な構造を有するものとするか、又は必要な設備を設けること。

## 9 騒音及び振動防止

騒音及び振動防止については、敷地境界線における騒音及び振動を騒音規制法及び振動規制法並

びに栃木県生活環境の保全等に関する条例に定める規制基準以下とし、必要に応じ適切な防音又は振動防止装置を設けること。

## 10 管理施設等

### (1) 洗車設備

ア 場内には、運搬車両のタイヤ等に付着した廃棄物、泥等を落とすことができる設備を設け、その床はコンクリート構造とすること。

イ 洗車設備からの排水がある場合には、流下に油水分離槽を設置すること。

### (2) 駐車場

周辺交通に支障をきたさないよう、中間処理場内には、運搬車両等の駐車場を設けること。

### (3) 消防設備

中間処理場内には、取り扱う廃棄物の種類に応じ、消火器、消防用ポンプ及び貯水槽その他の適切な消防設備を設けること。

### (4) 管理事務所

中間処理場内には、管理事務所を設け、電話を備えること。

## 11 搬入道路

搬入道路を設ける場合は、運搬車両の通行に支障がないよう次のとおりとすること。

(1) 十分な幅員を確保するか待避場所を設けること。

(2) 安全に通行できる縦断勾配とすること。

## 12 個別基準

1 から 11 に定めるほか中間処理施設等の構造に係る個別基準は、次のとおりとする。

### (1) 焼却施設のうち政令第 7 条に該当するもの

省令第 12 条の 2 第 5 項又は第 6 項によるほか、次によるものとする。

ア 助燃バーナー等を設置する場合、あるいは液状・泥状等の廃棄物をバーナーを用いて焼却する場合には、当該燃料あるいは廃棄物の緊急遮断装置を設けること。

イ 施設が設置される床又は地盤面はコンクリート等不透水性の材料で築造又は被覆すること。

ウ 灰出し設備及び灰の貯留設備は、ばいじん又は焼却灰に雨がかからない構造とすること。

### (2) 焼却施設のうち政令第 7 条に該当しないもの

政令第 6 条第 1 項第 2 号イによるほか、次によるものとする。

ア 廃油の焼却施設にあつては、事故時における受入設備からの廃油の流出を防止するために必要な流出防止堤その他の設備を設け、かつ、当該施設が設置される床又は地盤面は、廃油が浸透しない材料で築造又は被覆すること。

イ 助燃バーナー等を設置する場合、あるいは液状・泥状等の廃棄物をバーナーを用いて焼却する場合には、当該燃料あるいは廃棄物の緊急遮断装置を設けること。

ウ 液状又は泥状の廃棄物を焼却する施設にあつては、施設が設置される床又は地盤面はコンクリート等不透水性の材料で築造又は被覆すること。

エ 灰の貯留設備は、ばいじん又は焼却灰に雨がかからない構造とすること。

**(3) 汚泥の脱水施設**

省令第12条の2第2項によるほか、次によるものとする。

- ア 施設は建屋内に設置すること。
- イ 施設には、脱臭設備その他の設備を設けること。

**(4) 汚泥の乾燥施設**

省令第12条の2第3項及び第4項によるほか、次によるものとする。

- ア 施設（天日乾燥施設を除く。）は建屋内に設置すること。
- イ 施設（天日乾燥施設を除く。）が設置される床又は地盤面は、コンクリート等不透水性の材料で築造又は被覆すること。
- ウ 施設（天日乾燥施設を除く。）には、脱臭設備その他の設備を設けること。

**(5) 廃油の油水分離施設**

省令第12条の2第7項によるほか、施設は建屋内に設置すること。

**(6) 廃酸又は廃アルカリの中和施設**

省令第12条の2第8項によるほか、次によるものとする。

- ア 施設は建屋内に設置すること。
- イ 中和により生成した沈殿物を固液分離する施設を設置すること。
- ウ 液の流出を防止するため、不透水性の材料で築造又は被覆された防液堤を設置すること。
- エ 水素イオン濃度を連続的に測定し、かつ、記録する装置を設けること。

**(7) 破碎施設**

省令第12条の2第9項によるほか、次によるものとする。

- ア コンクリートの破片、アスファルトコンクリートの破片及びこれに類するもの破碎施設施設は原則として建屋内に設置すること。ただし、密閉式構造とするか、集じん機、散水装置等が設置され粉じんが飛散しない構造である場合には、この限りではない。
- イ その他の破碎施設施設は建屋内に設置した上で、密閉式構造とするか、集じん機、散水装置等を設置し、粉じんが飛散しないような構造とすること。
- ウ 騒音及び振動対策のため、必要により防音壁を設置すること。

**(8) 切断施設**

(7)の規定を参考とすること。

**(9) 汚泥のコンクリート固形化施設、汚泥（水銀又はその化合物を含むものに限る）のばい焼施設、シアン化合物の分解施設、廃PCB等又はPCB処理物の分解施設、PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設**

省令第12条の2第10項から15項に定めるもののほか、施設は建屋内に設置すること。

**(10) 熔融施設（通常の焼却温度以上の温度により熔融等を行うものに限る。）**

- ア 熔融炉内の温度を、処理する廃棄物の融点以上にすることができるものであること。
- イ 熔融炉内の温度を連続的に測定し、かつ、記録することができる装置を設けること。

ウ 溶融に伴い生じる排ガスによる生活環境の保全上の支障が生じないようにすることができる、排ガス処理設備等が設けられていること。

エ 溶融物の保管施設を設けること。

オ 周辺的生活環境に支障が生じるおそれがある場合は、脱臭設備その他の設備を設けること。

#### (11) 発酵施設

ア 廃棄物保管施設及び発酵施設は建屋内に設置すること。なお、同一の建家内とするか、外気と遮断された供給装置で接続すること。

イ 廃棄物保管施設及び発酵施設は、臭気が漏れない構造とすること。ただし、家畜ふん尿のみを処理する施設を、当該家畜ふん尿を排出する地域内に設置する場合を除く。

ウ 発酵を均一に行うことができる切り返し設備を設けること。

エ 発酵に供する廃棄物等の量と、発酵に要する期間に見合った適正な容量の施設とすること。

オ 床はコンクリート等不透水性の材料で築造又は被覆すること。

カ 施設には、脱臭設備を設けること。

キ 高速堆肥化施設の場合には、発酵槽内の温度及び空気量を調節することができる装置が設けられていること。

#### (12) その他の施設

その他の施設については、(1)～(11)を参考とすること。

#### (13) 感染性廃棄物の処理施設

環境省作成の「感染性廃棄物処理マニュアル等」に従った処理ができるような構造とすること。

#### (14) 移動式処理施設の個別基準

移動式処理施設の構造については、別途定める。

## 第6 最終処分場の構造基準

### 1 囲い等

(1) 最終処分場の周囲に、みだりに人が処分場内に立ち入るのを防止するため設ける囲いは、最終処分場の廃止の確認を受けるまでの間、原則として処分場の全周囲に設けること。ただし、人のみだりに立ち入ることができないようになっている事業場内に最終処分場を設置する場合等は、この限りではない。

(2) 囲いの構造は、地盤面より 1.8m 以上の高さとし、風雨に容易に破損せず、かつ、通行者等に危険のない構造とすること。なお、外周から容易に場内が見えるネットフェンス等の構造とするか、20m ごとに幅 4.0m 以上、高さ 1.8m 以上の容易に場内が見える部分を 4 方向に設けること。

(3) 最終処分場の出入口には、施錠ができる、高さ 1.8m 以上の門扉を設けること。

### 2 表示

入り口の見やすい箇所に、別記様式第 4 号により、産業廃棄物処分場であることを表示すること。

### 3 地滑り防止工、沈下防止工

地盤の滑りを防止し、又は最終処分場に設けられる設備の沈下を防止する必要がある場合においては、地滑り防止工又は地盤防止工を設けること。

#### 4 擁壁等

(1) 擁壁等の設計については、次の検討を行うこと。

- ア 滑動に対する安定
- イ 転倒に対する安定
- ウ 基礎地盤の支持に対する安定
- エ 背面盛土及び基礎地盤を含む全体としての安定
- オ 常時及び地震時における安定

(2) 擁壁等に対する転倒モーメントが安定モーメントを超えないこと。この際、安全率は常時 1.5 以上、地震時 1.2 以上とすること。

(3) 擁壁等に作用する土圧の水平成分による水平方向の滑りに対して安全であること。この際、安全率は常時 1.5 以上、地震時 1.2 以上とすること。

(4) 擁壁等の基礎は、不等沈下又は傾斜をおこさず、かつ、接地圧が地盤の許容支持力を超えないこと。

#### 5 雨水等の流入防止措置

(1) 埋立地の周囲には、地表水が埋立地の開口部から埋立地へ流入するのを防止することができる開渠その他の設備が設けられていること。

(2) 開渠その他の設備の断面等は、原則として次式により算定し決定すること。

ア 雨水流出量の算定

$$Q = 1 / 360 \cdot C \cdot I \cdot A$$

Q : 雨水流出量 (m<sup>3</sup>/sec)

C : 地形、地表面の状態による流出係数

I : 降雨強度 (mm/h)

A : 流域面積 (ha)

\* I = 10年確率以上の降雨強度とする。

イ 断面等の決定

$$Q = A \cdot V$$

Q : 流量 (m<sup>3</sup>/sec)

A : 流水部の断面積 (m<sup>2</sup>)

V : 平均流速 (m/sec)

なお、 $V = 1 / n \cdot R^{2/3} \cdot i^{1/2}$

n : 粗度係数

R : 径深 (A/P)

P : 潤辺長 (m)

i : 動水勾配

## ウ 設計勾配

設計勾配は、水路の洗堀、土砂の堆積等の防止に十分配慮し決定すること。

## 6 防災調整池

降雨によって下流域に被害等を生じないように、流域面積、埋立地面積、下流河川の流下能力等を考慮し、防災調整池等の防災設備を必要に応じて設けること。

## 7 保安距離

(1) 処分場の処分の用に供する土地（以下「埋立地」という。）は、敷地境界及び周囲に設置する施設まで3.0m以上、処分場の囲いまで1.5m以上の保安距離を確保すること。

(2) 貯留構造物は、その基礎部から処分場の囲いまで5.0m以上の保安距離を確保すること。

## 8 法面の形態

(1) 法面の計画にあたっては、土質、地質、周辺の地形及び法面保護を考慮すること。

## (2) 切 土

ア 地山の土質に対する切土勾配は、1 : 1.5を原則とし一層の切土高は5.0m以下とすること。

イ 土質が異なる場合は、安全側の勾配を採用し、単一切土勾配とすること。

## (3) 盛 土

ア 盛土部は地山の伐開、除根等を行い現地盤と盛土の密着を図ること。

イ 地山が斜面の場合は段切りを施し、盛土施工にあたっては、直高0.3mごとに十分な敷ならし締め固めを行うこと。

ウ 盛土勾配は1 : 2を原則とし、一層の盛土高は5.0m以下とすること。

エ 盛土材料は、原則として別表3に掲げるものとし、原則として同一土質とすること。

オ 土えん堤の場合は、堤頂幅は3.0m以上とすること。

## (4) 小 段

ア 切土高が5.0mを超える場合は、切土高5.0mごとに、水平距離1.5m以上の小段を設けること。

イ 盛土高が5.0mを超える場合は、盛土高5.0mごとに、水平距離1.5m以上の小段を設けること。

ウ 切土高が15.0m、盛土高が10.0mを超える場合は、ア又はイを適用するほか、土質を勘案し原則として、切土高15.0mごとに3.0m以上の小段を、盛土高10.0mごとに5.0m以上の小段を設けること。

エ 埋立地外の小段の法尻には、U字溝等の表面排水設備を設けること。

## (5) 安定検討

ア 切土、盛土が別表2、別表3に掲げる場合又は特殊な条件下の場合は、原則として有効応力法等によって安定検討を行うこと。この際、安全率は常時1.5以上、地震時1.2以上とすること。

イ 知事が現地の状況等を勘案し必要ないと認めた場合は、上記(1)、(2)、(3)、(4)アによらな

いで法面の計画を行うことができる。

#### (6) その他

廃棄物を埋立てる範囲外の法面は、別表 4 に掲げる工法により崩壊防止工、保護工を施すこと。

### 9 埋立終了地盤

- (1) 埋立終了地盤は、跡地利用を考慮し、厚さ 1.0m 以上の土砂等により形成すること。
- (2) 埋立終了地盤は、当該地の従前の地盤高までとすること。ただし、自然の地形を利用して擁壁等を 1 方向のみに設置し、その擁壁等の高さまでとすることは、この限りではない。
- (3) 埋立終了地盤が傾斜地になる場合は崩壊等のおそれのない構造とすること。

### 10 管理施設等

#### (1) 洗車設備

ア 場内には、運搬車両のタイヤ等に付着した廃棄物、泥等を落とすことができる設備を設け、その床はコンクリート構造とすること。

イ 洗車設備からの排水がある場合には、流下に油水分離槽を設けること。

#### (2) 駐車場

周辺交通に支障をきたさないよう、最終処分場内には、運搬車両等の駐車場を設けること。なお、展開検査が終了するまで当該廃棄物を搬入した運搬車両が待機できる場所を場内に確保すること。

#### (3) 消防設備

最終処分場内には取り扱う産業廃棄物の種類に応じ、消火器、消火用ポンプ及び貯水槽その他の適切な消防設備を設けること。

#### (4) 管理事務所

最終処分場内には、管理事務所を設け、電話を備えること。

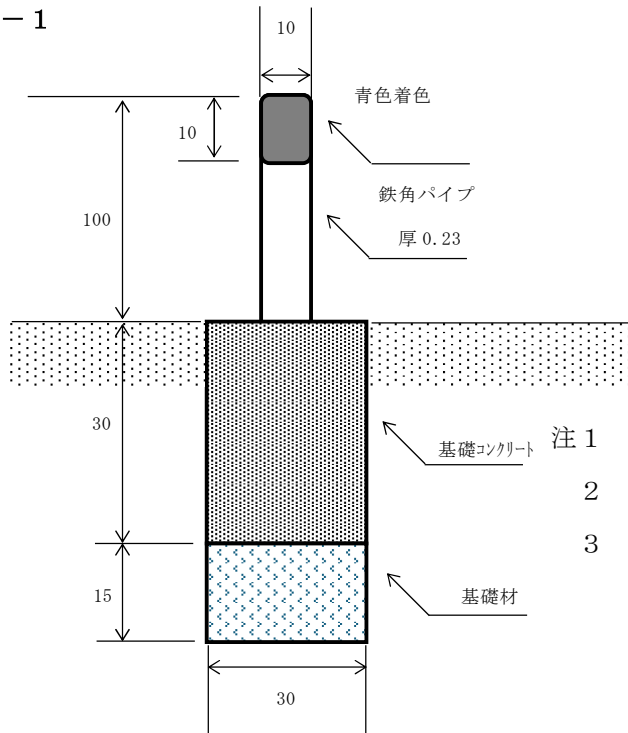
#### (5) 埋立厚計測設備

廃棄物の埋立物及び覆土の厚さが常に計測できる設備を設けること。

#### (6) 埋立地を明示する杭の設置

埋立地は図-1 の区域杭を設置し区域を明確にするとともに、区域杭は原則として埋立面を構成する辺のすべての変化点に設けること。

図-1



- 注1 寸法の単位は cm とする。  
 2 塗装は下地を白色、文字は黒色とする。  
 3 鉄角パイプには、「産業廃棄物最終処分場区域杭」と表示すること。

### (7) 搬入路等

- ア 埋立地内に搬入路、バケット又はベルトコンベア等を設けること。
- イ 搬入路を設置する場合には、安全に作業ができる縦断勾配及び幅員とすること。
- ウ バケット又はベルトコンベアを設ける場合には、密閉構造とするなど、廃棄物の飛散及び流出を防止するために必要な対策が講じられたものであること。

### (8) 覆土用土砂の保管

最終処分場内に覆土用土砂の保管場所を設けること。

### (9) その他

最終処分場の規模、埋立廃棄物の性状等により、処分場の適正な管理を行う上で、知事が必要と認め設置を指示した施設はこれを設けること。

## 11 搬入道路

搬入道路を設ける場合は、運搬車両の通行に支障がないよう次のとおりとすること。

- (1) 十分な幅員を確保するか待避場所を設けること。
- (2) 安全に通行できる縦断勾配とすること。

## 12 安定型最終処分場の個別基準

共同命令第2条第1項及び平成10年7月16日付け衛環第63号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知「一般廃棄物の最終処分及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令の運用に伴う留意事項について」の規定に従うほか、次によるものとする。

### (1) 展開検査場

廃棄物を埋め立てる前に、最終処分場に搬入した産業廃棄物を展開して当該産業廃棄物への安定型産業廃棄物以外の廃棄物の付着又は混入の有無について目視による検査を行うため次の要

件を備えた展開検査場を設けること。

ア 最終処分場の囲いの中かつ埋立地外に設けること。

イ 想定される搬入車両の積載量、1日の搬入予定車両台数に応じ、積載廃棄物を展開・目視検査するために、0.3m以下の厚さで展開させることができる十分な面積を有すること。

ウ 展開検査場の原則として周囲3方向に、高さ3m以上の飛散流出防止柵等を設けること。

エ 搬入された廃棄物中に安定型産業廃棄物以外の廃棄物が含まれていた場合に備え、展開場所の底面はコンクリート構造等とすると共に、重機、運搬車両の荷重に対しても十分な耐力を有すること。

オ 展開検査後の廃棄物の埋立て又は搬入車両への積み戻しのための重機等を備えること。

## (2) 浸透水採取設備

ア 浸透水採取設備は、堅固で耐久力を有し、浸透水が滞水することなく速やかに集水できる構造とすること。

イ 有孔管による底部集水管方式によるものとし、直線形、分枝形、ハシゴ形のいずれかの方式とする。

(ア) 直線形の場合は、複数本敷設、かつ、間隔は30m以内とする。

(イ) 分枝形、ハシゴ形の場合は、枝管の間隔は30m以内とする。

ウ 集水管の保護対策（土圧、目詰まり等）をすること。

エ 集水ピットの構造等は次によること。

(ア) 原則として最終処分場内とすること。

(イ) 大きさは30～50cm、深さ50cm程度とすること。

## (3) 掘削深度

ア ボーリング調査等の資料に基づき、埋立地の底面は、地下水、湧水又は差し水（以下「地下水等」と言う。）の水位以上の高さとする。

イ 掘削中に地下水等を発見した場合は、掘削を中止し、当該施設を管轄する環境森林事務所長又は環境管理事務所長に連絡し指示を受けること。

## (4) 地下水監視用井戸の設置

地下水監視用井戸を次のとおり設けること。

ア ボーリング調査及び地下水の流動状況等の調査に基づき、地下水の上流側は敷地内又は500m以内に1ヶ所以上、下流側は原則として敷地内に1ヶ所以上を設けること。

なお、既存の井戸がある場合は、当該井戸を利用することができる。

イ 浸透水による最終処分場の周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる有孔管構造とし、十分な深度を有すること。

ウ 井戸の管径は100mm以上とし、動力による揚水等地下水の採取が容易な構造であること。

## 13 管理型最終処分場の個別基準

共同命令第2条第1項及び平成10年7月16日付け衛環第63号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知「一般廃棄物の最終処分及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定

める命令の運用に伴う留意事項について」の規定に従うものとする。

(参 考)

(1) 遮水工

〔共同命令第2条第1項第4号で準用する同第1条第1項第5号 下線部通知〕

イ 埋立地（地下の全面に厚さが5m以上であり、かつ、透水係数が毎秒100ナメートル（岩盤にあつては、ルジオン値が1）以下である地層又はこれと同等以上の遮水の効力を有する地層（以下「不透水性地層」という。）があるものを除く。）には、廃棄物の投入のための開口部及び(3)に規定する保有水等集排水設備の部分を除き、廃棄物の保有水及び雨水等（以下「保有水等」という。）の埋立地からの浸出を防止するため、次の要件を備えた遮水工又はこれと同等以上の遮水の効力を有する遮水工を設けること。ただし、埋立地の内部の側面又は底面のうち、その表面に不透水性地層がある部分についてはこの限りではない。

(1) 次のいずれかの要件を備えた遮水層又はこれらと同等以上の効力を有する遮水層が敷設される地盤（以下「基礎地盤」という。）のうち、そのこう配50%以上であつて、かつ、その高さが保有水等の水位が達するおそれがある高さを超える部分については、当該基礎地盤に吹き付けられたモルタルの表面に、保有水等の浸出を防止するために必要な遮水の効力、強度及び耐久力を有する遮水シート（以下「遮水シート」という。）若しくはゴムアスファルト又はこれらと同等以上の遮水の効力、強度及び耐久力を有する物を遮水層として敷設した場合においては、この限りでない。

(イ) 厚さが50cm以上あり、かつ、透水係数が毎秒10ナメートル以下である粘土その他の材料の層の表面に遮水シートが敷設されていること。

(ロ) 厚さが50cm以上あり、かつ、透水係数が毎秒1ナメートル以下であるアスファルト・コンクリートの層の表面に遮水シートが敷設されていること。

(ハ) 不織布その他の物（二重の遮水シートが基礎地盤と接することによる損傷を防止することができるものに限る。）の表面に二重の遮水シート（当該遮水シートの間に、埋立処分に用いる車両の走行又は作業による衝撃その他の負荷により双方の遮水シートが同時に損傷することを防止することができる十分な厚さ及び強度を有する不織布その他の物が設けられているものに限る。）が敷設されていること。

(2) 基礎地盤は、埋め立てる廃棄物の荷重その他予想される負荷による遮水層の損傷を防止するために必要な強度を有し、かつ、遮水層の損傷を防止することができる平らな状態であること。

(3) 遮水層の表面を、日射によるその劣化を防止するために必要な遮光の効力を有する不織布又はこれと同等以上の遮光の効力及び耐久力を有する物で覆うこと。ただし、日射による遮水層の劣化のおそれがあると認められない場合には、この限りではない。

ロ 埋立地（地下の全面に不透水性地層があるものに限る。）には、保有水等の埋立地からの浸出を防止するため、開口部を除き、次のいずれかの要件を備えた遮水工又はこれらと同等以上の遮水の効力を有する遮水工を設けること。

(1) 薬剤等の注入により、当該不透水性地層までの埋立地の周囲の地盤が、ルジオン値が1以下と

なるまで固化されていること。

(2) 厚さが 50cm 以上であり、かつ、透水係数が毎秒 10 ナメートル以下である壁が埋立地の周囲に当該不透水層まで設けられていること。

(3) 鋼矢板（他の鋼矢板と接続する部分からの保有水等の浸出を防止するための措置が講じられているものに限る。）が埋立地の周囲に当該不透水性地層まで設けられていること。

(4) イ(1)から(3)までに掲げる要件

ハ 地下水により遮水工が損傷するおそれがある場合には、地下水を有効に集め、排出することができる堅固で耐久力を有する管渠その他の集排水設備を設けること。

(2) 保有水等集排水設備

〔共同命令第 2 条第 1 項第 4 号で準用する同第 1 条第 1 項第 5 号〕

ニ 埋立地には、保有水等を有効に集め、速やかに排出することができる堅固で耐久力を有する構造の管渠その他の集排水設備を設けること。ただし、雨水が入らないよう必要な措置が講じられる埋立地であって、腐敗せず、かつ、保有水が生じない産業廃棄物のみを埋め立てるものについては、この限りではない。

(3) 保有水等調整池

〔共同命令第 2 条第 1 項第 4 号で準用する同第 1 条第 1 項第 5 号〕

ホ 保有水等集排水設備により集められ、へに規定する浸出液処理設備に流入する保有水等の水量及び水質を調整することができる耐水構造の調整池を設けること。ただし、水面埋立処分を行う最終処分場にあつては、この限りではない。

(4) 浸出液処理設備

〔共同命令第 2 条第 1 項第 4 号で準用する同第 1 条第 1 項第 5 号〕

ヘ 保有水等集排水設備により集められた保有水等に係る放流水の水質を、排水基準令第 1 条に規定する排水基準（――省略）及び維持管理計画に放流水の水質について達成することとした数値（ダイオキシン類に関する数値を除く）が定められている場合における当該数値並びにダイオキシン類対策特別措置法施行規則別表第 2 の下欄に定めるダイオキシン類の許容限度（維持管理計画においてより厳しい数値を達成することとした場合にあつては、当該数値）に適合させることができる浸出液処理設備を設けること。ただし、保有水等集排水設備により集められた保有水等を貯留するための十分な容量の耐水構造の貯留槽が設けられ、かつ、当該貯留槽に貯留された保有水等が当該最終処分場以外の場所に設けられた浸出液処理設備と同等以上の性能を有する水処理設備で処理される最終処分場にあつては、この限りではない。

(5) 地表水の流入防止設備

〔共同命令第2条第1項第4号で準用する同第1条第1項第6号〕

埋立地の周囲には、地表水が埋立地の開口部から埋立地へ流入するのを防止することができる開渠その他の設備が設けられていること。

附 則（平成17年3月30日）

（施行期日）

- 1 この基準（2に掲げるものを除く）は、平成17年6月1日から実施する。

（経過措置）

- 2 この基準の実施の際既に設置されている積替保管施設及び中間処理施設、並びに法に基づく設置許可申請がなされている中間処理施設にあっては、なお従前の例による。ただし、第5の12(2)の規定は、既に設置されている施設についても、平成17年6月1日から適用する。
- 3 第4の3(3)、第5の5(2)、第5の6(3)、第5の12(3)ア、(4)ア、(5)、(6)ア、(7)ア、(10)イ、ウ、(11)ア、イ、エ、キ、第6の8(2)ア、(3)ウ、(4)アの規定は、この基準の実施の際既に要綱第15条第1項の規定に基づく事前協議書が提出されているものについては適用しない。
- 4 この基準の実施の際既に設置されている最終処分場、及び法に基づく設置許可申請がなされている最終処分場については、なお従前の例による。

附 則（平成20年3月31日）

（施行期日）

- 1 この改正は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日）

（施行期日）

- 1 この改正は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月25日）

（施行期日）

- 1 この改正は、平成28年3月25日から施行する。

附 則（令和元年9月4日）

（施行期日）

- 1 この改正は、令和元年9月4日から施行する。

附 則（令和 8 年 3 月 30 日）

（施行期日）

- 1 この改正は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。